

SPC の設立条件

優先交渉権者は、以下に掲げる事業のうち、SPC（特別目的会社）を設立して事業を執行する場合、基本契約締結までに会社法に定める株式会社として神戸市内に設立し、SPCにかかる商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。

- ・ 消化ガス有効利用事業（施工業務、維持管理・運營業務）
- ・ バイオマス受入事業（維持管理・運營業務）
- ・ DBO（維持管理業務：汚泥脱水設備等及び汚泥処理設備等）

また、SPC への出資に係る制約及び要件は、次のとおりとする。

- （1）優先交渉権者が単独企業の場合、優先交渉権者のみが出資するものとする。
- （2）優先交渉権者が複数企業の場合、当該事業の代表企業の株式保有割合は最大とし、SPC 設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えていること。
- （3）当該事業の構成企業は、SPC に出資するものとし、その他の企業は任意とする。
- （4）当該事業の構成企業以外の者は、SPC への出資を認めないものとする。
- （5）当該事業の構成企業は、該当する契約が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。